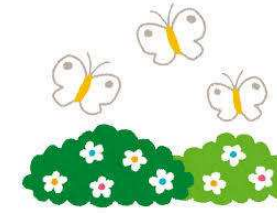
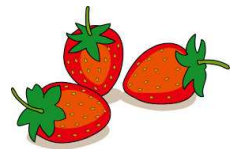


回 覧 平成29年4月15日(三股町)代表 ☎ 52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内 容】 |
|-----------------|-------|---------------------------------------|
| ①募 集 | 1・2 | ◆平成29年度 町教育委員会主催教室の受講生を募集します |
| | 3 | ◆「鹿児島県沖永良部島研修」・「オーストラリア研修」の派遣団員を募集します |
| | 3・4 | ◆「公園等環境整備協働事業」に取り組む団体を募集します |
| | 5 | ◆「家内労働(内職)情報」をお知らせします |
| | 6 | ◆「第118回みまたん駅前よかもん市(朝市)」を開催します |
| ②催 し | 6 | ◆「第118回みまたん駅前よかもん市(朝市)」を開催します |
| ④お知らせ | 6 | ◆5月は自動車税を納める月です |
| | 7 | ◆平成29年度軽自動車税の減免申請を受け付けます |
| | 8 | ◆合併処理浄化槽の補助制度をご活用ください |
| | 9 | ◆家庭用電動生ごみ処理機購入費の一部を補助します |
| | 10 | ◆イヌの登録と狂犬病予防注射を実施します |
| ⑤保健と福祉
(子ども) | 11 | ◆任意予防接種費用を一部助成します |
| | 12 | ◆麻しん風しん混合ワクチンの任意予防接種費用を助成します |
| ⑥保健と福祉
(一 般) | 12 | ◆手話奉仕員養成講座(入門課程・基礎講座)を行います |
| ⑦保健と福祉
(高齢者) | 13・14 | ◆高齢者肺炎球菌予防接種費用を助成します |



- | 【分類】 | 【No.】 | 【内 容】 |
|----------|-------|--|
| ⑧農林畜産業関連 | 15 | ◆平成29年度の標準農作作業料金が決まりました |
| | | ◆5月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします |
| ⑨相 談 | | ◆農業用廃棄ビニール処理量のポイント化による町商品券交換事業を実施しています |
| | 16 | ◆毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒」の日です |
| | 16 | ◆「人権相談」を実施します |
| | 17 | ◆「行政相談」を実施します |
| | 18 | ◆「無料法律相談」を実施します |
| | 18 | ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています |
| | | ◆町福祉・消費生活相談センターでは相談を受け付けています |



① 募 集

◆ 平成29年度 町教育委員会主催教室の受講生を募集します

中央公民館や地区分館で、町教育委員会主催教室を開講します。

■対 象： 町内にお住まいであれば誰でも参加できます（町外の方は制限がありますのでお問い合わせください）

■学 習 費： **5,000円/年** ※教材費別途必要 ※途中脱退しても、学習費は返却できません。
 ※講座は、年20回 2時間（または、年40回1時間です）

■期 間： 6月から翌年3月の10カ月間（開講式：6月、閉講式：3月最終学習日に行います）
 開講式(第1日目)が決まり次第、申込者には、はがきで連絡します。
 ※実施場所など、都合により変更になる場合があります。

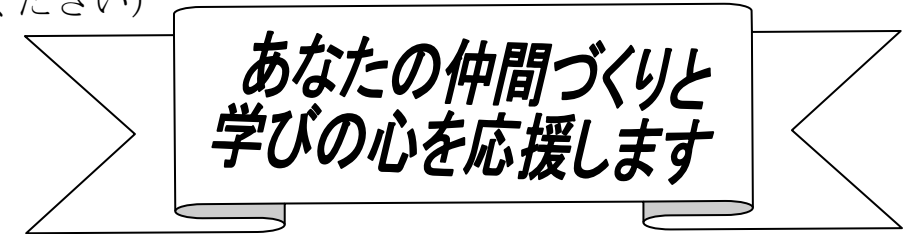
■申し込み： **最終締切日【5月8日（月）】**までに、申込用紙を教育課 生涯学習係に提出してください。

学習費は、受講2回目までに、教育課 生涯学習係までお持ちください。

開講式以降、参加を希望する人は、申込用紙に学習費を添えて中央公民館までお持ちください。

※申込用紙は、中央公民館内の教育課・町役場総合案内窓口にあります。

※申し込みの少ない教室【10人未満】は開講できません。※申し込みの多い教室は抽選になります。



	教室名	開催日	時間	実施場所	内容紹介
1	歌声喫茶教室 講師：永野 朱美先生	毎月 第2・4金曜	午後 2時～4時	中央公民館 第1研修室	唱歌・童謡から昭和歌謡など、皆で楽しく歌いながら、歌い方・ボイストレーニングや音楽の基礎知識を学びます。
2	書道入門講座 講師：大西 麻美先生	毎月 第2・4木曜	午前 10時～正午	中央公民館 第1研修室	書道初心者向けの基本学習から、作品制作に至るまでの取り組みをします。
3	着付け教室 講師：大久保 悦子先生	毎月 第1・3水曜	午後 1時30分～3時30分	中央公民館 和室	簡単に誰でもできる浴衣の着付から、合わせ（冬に着る）のお太鼓結びを学びます
4	茶道教室 講師：後藤田 規子先生	毎月 第2・4水曜	午後 1時30分～3時30分	中央公民館 和室	茶道裏千家の点前（盆略手前）を通して、和敬静寂の心を養っていきます。教室開催時は毎回300円程度のお茶菓子代が必要になります。

	教室名	実施日	時間	場所	内容紹介
5	自己整体教室 講師：有馬 八重子先生	毎月 第2・4木曜	午前 10時～正午	中央公民館 和室	体のゆがみや骨盤を修正して自己の身体を整体します。
6	英会話教室（基礎講座1） 講師：濱田 裕子先生	毎週 木曜	午後 5時～6時	中央公民館 第1研修室	小学校低学年を対象とした基礎レベルの英会話です。英単語や、日常の簡単な英会話が分かり、アルファベットが書けるようになります。
7	英会話教室（基礎講座2） 講師：濱田 裕子先生	毎週 木曜	午後 6時～7時	中央公民館 視聴覚室	小学校高学年を対象とした基礎レベルの英会話です。自分を表現したり、日常生活の基本会話ができるようになります。
8	初心者向けウクレレ教室 講師：永田 年生先生	毎月 第2・4月曜	午後 2時～4時	中央公民館 視聴覚室	ウクレレの持ち方、弾き方、コードの押さえ方を学びます。リズム、メロディー、ハーモニーなどハワイアン他の歌と演奏を学びます。
9	韓国語教室 講師：金 泰潤先生	毎月 第2・4土曜	午後 2時～4時	中央公民館 第1研修室	ハングル語の読み、書き、聞くを学びます。
10	いきいき元気アップ教室 講師：山下 みづほ先生	毎月 第2・4火曜	午後 1時30分～3時30分	第1地区分館	ボール、ベル、ベルターの3種類の用具を使って、音楽に合わせて行う独自の健康体操です。男性も大歓迎です
11	キッズフラダンス教室 講師：川崎 一枝先生	毎週 土曜	午後 3時30分～4時30分	第8地区分館	小学生以下の女の子男の子、ハワイアンダンスを踊りませんか。リズム感を育てます。
12	ロコモ予防教室 講師：清水 日出男先生	毎月 第2・4火曜	午後 7時30分～9時30分	第9地区分館	ストレッチポールやマットなどを使って日ごろ硬くなった体をほぐし、体の軸となる筋肉を鍛え、姿勢改善や体の痛み改善につながる運動を行います。



※お問い合わせは、

教育課 生涯学習係（町中央公民館内）

☎：52-9311（直通）をお願いします。



◆ 「鹿児島県沖永良部島研修」・「オーストラリア研修」の派遣団員を募集します

	鹿児島県・沖永良部島研修	オーストラリア研修
派遣先	鹿児島県 沖永良部島	オーストラリア クイーンズランド州ブリスベン
派遣期間	8月1日(火) ～8月6日(日)【予定】 ■正式に決定次第、中央公民館・町体育館などに募集ポスターを掲示します。	7月29日(土) ～8月7日(月)【予定】
活動内容	文化学習、体験学習、自然体験、視察、交流など	ホームステイ、現地学校での英語研修、交流活動および事後報告会など
参加資格	町内各小学校の6年生	町内に住所がある中学生
募集人員	30人(申し込み多数の場合は抽選により決定)	6人程度(作文、面接などによる選考のうえ決定)
参加費	1人あたり 3万4,000円程度	1人あたり15万円程度 ☆旅費、パスポート発行手数料、ビザ取得手数料、海外旅行損害保険料を含む。
申込期間	4月3日(月) ～4月28日(金)	4月5日(水) ～4月27日(木)
その他	※日程や参加費などは変更になる場合があります。	



※お問い合わせは、
 沖永良部島研修・・・教育課 生涯学習係（町中央公民館内）
 ☎：52-9311（直通）
 オーストラリア研修・・・教育課 学校教育係（町中央公民館内）
 ☎：52-9314（直通） お願いします。

◆ 「公園等環境整備協働事業」に取り組む団体を募集します

町民の皆さんとの協働を促進し、住民参加型の地域づくりを進めるために「ずっと住みたいまちづくり協働推進事業」の一環として、公園等環境整備協働事業に取り組む団体を募集します。

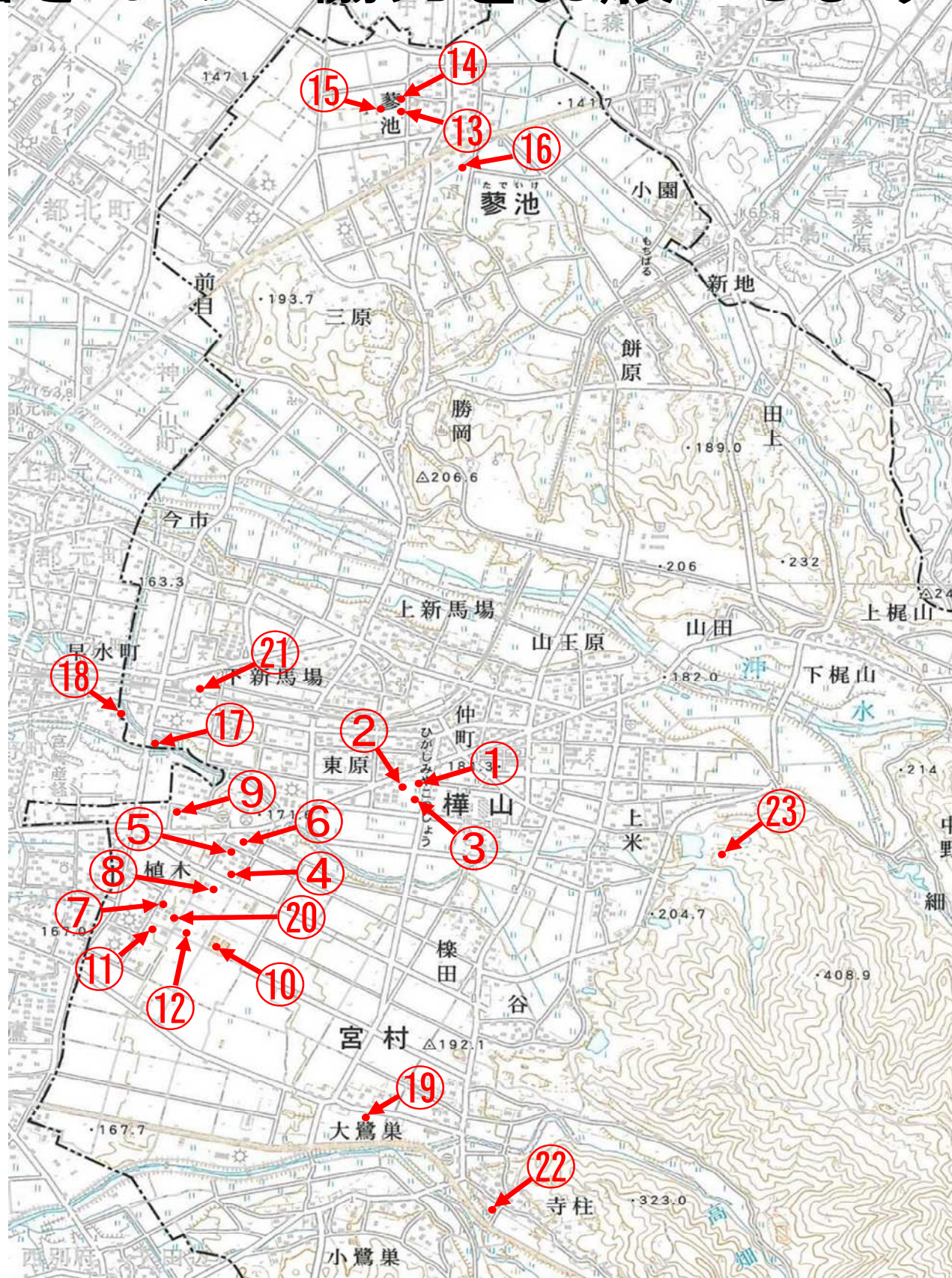
- (1) 事業内容
 小公園などの草刈り作業と刈り草の集草作業。
 ※別図の公園を、原則として年6回（5月から10月まで毎月）作業を行ってまいります。
- (2) 実施対象団体
 ①公民館などの自治会・水利組合・土地改良などの地域団体
 ②企業（工場周辺の企業職員による作業）
 ③特定非営利活動団体・ボランティア団体 など
- (3) 奨励金
 別紙「公園等環境整備協働事業対象公園一覧表」のとおり
- (4) 申込方法
 5月10日（水）までに申請書を提出してください。
 ※申請書は都市整備課にあります。
- (5) 実施団体の決定
 応募多数の場合は、作業条件・地域性を比較して最適な団体を選考します。

※例年実施している「道路等環境整備事業」（道路の草刈り）は、5月1日号の回覧板であらためて募集します。



※お申し込み・お問い合わせは、
 都市整備課 施設管理係（2階 ⑨番窓口）
 ☎：52-9068（直通）お願いします。

下図の公園での作業を募集します。
 皆様のご協力をお願いします。



別紙

公園等環境整備協働事業対象公園一覧表

番号	名称	所在地	面積 m ²	活動奨励金 (6回実施した場合)円	備考 (1回当たりの単価)
1	五本松小公園	三股町五本松17-1	824	39,600	6,600
2	西五本松公園	" 大字榎山3276-11	148	9,600	1,600
3	もみの木小公園	" 大字榎山3314-7	559	27,000	4,500
4	植木小公園1号	" 大字榎山1852-41	414	19,800	3,300
5	植木小公園2号	" 大字榎山1870-13	414	19,800	3,300
6	植木小公園3号	" 大字榎山1877-18	593	28,200	4,700
7	植木小公園4号	" 大字宮村2918-7	265	12,600	2,100
8	植木小公園5号	" 大字宮村3006-16	133	9,600	1,600
9	植木小公園6号	" 大字榎山1923-30	93	9,600	1,600
10	植木小公園7号	" 大字宮村3034-61	616	29,400	4,900
11	植木小公園8号	" 大字宮村2789-30	454	21,600	3,600
12	植木南小公園	" 大字宮村2785-5	333	16,200	2,700
13	蓼池小公園1号	" 大字蓼池3717-9	153	9,600	1,600
14	蓼池小公園2号	" 大字蓼池3850-18	136	9,600	1,600
15	蓼池小公園3号	" 大字蓼池3720-10	109	9,600	1,600
16	三本松小公園	" 大字蓼池3528-15	109	9,600	1,600
17	稗田小公園	" 稗田62-1	785	37,800	6,300
18	都三小公園	" 稗田57-3	399	19,200	3,200
19	大鷲巣小公園	" 大字宮村1876-17	112	9,600	1,600
20	やまと小公園	" 大字宮村2918-49	182	9,600	1,600
21	中原小公園	" 大字榎山5036-85	900	43,200	7,200
22	眺霧台小公園	" 大字宮村1201-22	282	13,800	2,300
23	上米公園城跡広場	" 大字榎山1115-3	630	30,000	5,000
計			8,643	444,600	

◆ 「家内労働（内職）情報」をお知らせします

県の就職相談支援センター（家内労働相談窓口）では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。

いろいろな仕事の情報提供をしていますので、ぜひご利用ください。

◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください。（希望する家内労働の募集が終了した場合はご了承ください）。

電話での相談も受け付けています。気軽にお問い合わせください。

◎事業所の人へ

家内労働に適したお仕事はありませんか？

★データ文字入力・部品組み立て・刺しゅう・編み物などの経験者、ワープロ・エクセル・ワードなどの資格を持った人も登録しています。

★ボタン付け・糸切り・ラベル貼り・宛名書き・アクセサリー作り・データ入力・箱組み立て・部品組み立てなどの内職や短期間の内職も受け付けています。ぜひ「就職相談支援センター」をご利用ください。

【仕事の内容など】

※4月1日現在

仕事の内容	委託地域	工賃
人形の絵付けなど	三股町、都城市とその近辺 高原町、小林市内一部地域	10～50円/個
学生服まとめ (まつり縫い、スナップ付け 他)	三股町、都城市 財部町、末吉町	30～50円/着
縫製後の糸切りまとめ作業 (ループ、まつり縫い、 ボタン付け、肩パット付け)	三股町、都城市とその近辺	4円～ (宮崎県婦人既製洋服 製造業最低工賃に準ずる)
自動車用ハーネスのサブ作り	A：三股町、都城市とその近辺 B：三股町、都城市	A・Bともに 4円～20円/本
大島紬織り	三股町、都城市とその近辺	2万円～ 4万5千円/反
学生服ミシン縫製	三股町、都城市 財部町、末吉町	30円～140円/着

※仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わる場合があります。

■相談日：月曜日～金曜日（祝日を除く）

■相談時間：午前9時～午後5時

※お問い合わせは、

都城就職相談支援センター（都城総合庁舎1階 都城市税・総務事務所内）

☎・ファクス：25-0300 にお願ひします。

☆詳しくは県の公式サイトをご覧ください。

宮崎 内職

検索



② 催し

◆「第118回みまたん駅前よかもん市（朝市）」を開催します

期 日	4月23日（日） 【毎月第4日曜日開催】 ※雨天でも実施します（荒天中止） 雨の場合、店頭軒下と店内奥コミュニティ室で行います。
時 間	午前8時～10時30分ごろ
場 所	町物産館「よかもんや」前駐車場 (JR三股駅東隣)

今回の朝市は、こどもの日に合わせて子どもたちが喜ぶイベントを企画しました！イベント詳細は、次のとおりです。

毎回、人気の商品や朝市でしか買えない限定商品がたくさん販売されます。

さらには、「朝市で使える商品券」がもらえるポイントカードや、出店者から提供された商品が当たるお楽しみ抽選会も行います。

毎月第4日曜日は朝市会場で朝食を取りませんか？たくさんのご来場を心からお待ちしています。

●商品券がもらえるポイントカードを発行します

買い物をするともらえるポイント引換券を持ってポイント引換所にお越しください。引換券1枚で1ポイントがもらえます。20ポイントためると朝市で使える500円分の商品券と交換します。

●お楽しみ抽選会は午前10時ごろから開催します

上記のポイント引換所で、抽選券をもらうことができます。

抽選券は1人につき1枚までです。

※雨の場合、抽選会を行わない場合があります。ご了承ください。

●こどもの日イベント！

来場した小学生以下のお子さん「先着50名」に十字屋さんの特製焼き菓子を配布します♪

※無くなり次第終了します。

※ごみ減量化のため、マイバッグ持参を推進しています。ご協力をお願いします。

※新規出店者（出店料500円）も募集しています。

※イベントなどは変更になる場合があります。詳細は町物産館「よかもんや」へ

■主催 みまたん駅前よかもん元気会

※お問い合わせは、町物産館「よかもんや」

☎：52-3131 にお願ひします。



④ お知らせ

◆5月は自動車税を納める月です

自動車税は、4月1日現在で宮崎運輸支局に登録されている自動車の所有者または使用者に課税されます。

自動車をお持ちの人（法人を含む）は、**5月31日（水）まで**に自動車税を納めてください。

納付は、金融機関、県税・総務事務所、コンビニエンスストアのほか、パソコンや携帯電話などインターネット環境があればクレジットカードを利用して納めることもできます（詳しくは納税通知書をご覧ください）。

5月中旬までに納税通知書が届かない場合は、近くの県税・総務事務所までご連絡ください。

なお、障害がある人のために使用する自動車は、一定の要件に該当する場合、納期限までに申請すれば、自動車税が減免される場合がありますので、早めにご連絡ください。



※お問い合わせは、

都城県税・総務事務所

☎：23-4516 にお願ひします。

◆ 平成29年度軽自動車税の減免申請を受け付けます

◎減免申請の受付期間は、

4月3日(月)～5月31日(水)です。

※ただし、土曜・日曜・祝日を除きます。また、**申請手続きは、受付期間中のみ**となりますので、ご注意ください。

■申請のときに準備するもの

①個人番号確認書類

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入で、減免申請書にマイナンバー（個人番号・法人番号）の記載が必要です。

個人番号確認を行いますので、次のいずれかをご用意ください。

本人（納税義務者）が申請する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード ・通知カード ・個人番号が記載された住民票 ・個人番号が記載された住民票記載事項証明書
代理人（納税義務者以外の人）が申請する場合	上のカードまたは証明書等の写し 【注意】 代理人が申請する場合、委任状が必要です。

※法人番号を記載する場合は、番号確認・本人確認は不要です。

②障害などを証明するもの

（身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳）

③運転免許証（申請対象の軽自動車などを運転する人の分）

④車検証

⑤印かん（認め印可）

※身体障害者などの本人以外が運転する場合、各種証明書類が必要となる場合があります。

※代理人（納税義務者以外の人）が申請する場合、手続きに来た人の本人確認の書類が必要です。

■軽自動車税の減免対象となる車

次の①、②、③、④のいずれかに該当する場合、軽自動車税の減免対象となります。

	軽自動車などの所有者名義（納税義務者）	運転者	その他の要件
①	身体障害者など	身体障害者など本人	———
②	身体障害者など	身体障害者などと生計を一にする人	継続して、身体障害者などで18歳以上の人の通学・通院・通所もしくは仕事のために運転する場合
③	身体障害者など または 身体障害者などと生計を一にする人	身体障害者などと生計を一にする人	継続して、ア)、イ)のいずれかに該当する人の通学・通院・通所もしくは仕事のために運転する場合 ア) 身体障害者などで18歳未満の人 イ) 療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
④	身体障害者など	当該身体障害者などを常時介護する人	日常的に当該身体障害者など（身体障害者などのみで構成される世帯に属する人に限る）の通学・通院・通所もしくは仕事のために運転する場合

●所有者名義とは、単なる所有ではなく、車検証の所有者または使用者の名義になっていることを意味します。

●「身体障害者など」は、身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかに該当する手帳の交付を受けた人のことをいいます。

●①から④に該当しても、障害の等級・程度によっては減免できない場合がありますので、あらかじめご相談ください。

●減免の対象は、普通自動車も含めて、身体障害者など1人につき1台です。普通自動車税で減免手続きを受けている場合は、軽自動車税での減免申請はできません。

※普通自動車税の減免に関するお問い合わせは、
都城県税・総務事務所 ☎：23-4516

※軽自動車税の減免申請に関するお問い合わせは、
税務財政課 住民税係（1階5番窓口）
☎：52-9638（直通）にお願いします。



◆ 合併処理浄化槽の補助制度をご活用ください

町では、生活排水による大淀川の水質汚濁の防止と快適な生活環境の創造を目的として、浄化槽の設置に対する補助制度を設けています。

●補助金額

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する人のうち、既設の単独処理浄化槽を撤去する場合は次の金額に上乘せして撤去に係る費用を補助（上限9万円）する制度を設けています。詳しくはお問い合わせください。

人槽区分	【汲み取りまたは 単独処理浄化槽からの改築の場合】
5人槽	33万2,000円
6～7人槽	41万4,000円
8～10人槽	54万8,000円
11～20人槽	54万8,000円

※新築に対する補助はありません。

●補助を受けるためには

合併処理浄化槽の設置工事を始める前に、必ず補助金交付申請をし、補助金交付決定通知を受けてください。**交付決定前に工事を始めると補助金の交付が受けられなくなります（交付決定前に職員が現場確認を行います）**。また、県が指定する浄化槽工事登録業者以外で工事を行うと補助が受けられませんので、ご注意ください。

なお補助金には限りがありますので、予算に達した時点で終了となります。あらかじめご了承ください。

●補助の対象

居住の用に供する建物（併用住宅の場合は、延べ床面積の2分の1以上が住居部分であること）で、既設のくみ取り・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換を図る人。ただし、寄宿舍や別荘は除きます。

●補助の要件

- ・ 公共下水道または農業集落排水処理区域外であること。
- ・ 申請者と同居する世帯全員が町税などを滞納していないこと。
（世帯用の「滞納のない証明」を添付してください）
- ・ 県が指定する浄化槽設置者講習会を受講していること、など。

浄化槽の維持管理に努めましょう

浄化槽は、デリケートな微生物の働きを利用して汚物を取り除いていますので、使い方が良くないと、汚物がそのまま流れたり、悪臭がしたりと、機能が十分に働きません。微生物が活動しやすい環境を保つため、日頃の維持管理が大変重要です。

そのため、管理者には浄化槽法で、浄化槽の **①保守点検、②清掃、③法定検査**を受ける義務などが課せられていて、この法律に違反した場合は、罰則も設けられています。



◎保守点検・清掃

浄化槽が正常な機能を発揮するには、浄化槽の保守点検・清掃が必要です。この保守点検・清掃は専門的知識・技術を持った業者に委託して実施してください。

宮崎県の許可を受け、本町を営業区域とする保守点検業者は20社以上あります。また、清掃業者は、町指定業者1社となっています。

詳細は、**町環境水道課 環境保全係**までお問い合わせください。
☎：52-9082

◎法定検査

法定検査は、浄化槽の保守点検・清掃が適正に実施され、浄化槽が正常に機能し、きれいな処理水を流せるかを確認するために不可欠な検査です。必ず受検してください。

詳細は**（公財）宮崎県環境科学協会**までお問い合わせください。
☎：0985-51-4331

※お問い合わせは、
環境水道課 環境保全係（2階 ⑩番窓口）
☎：52-9082（直通）にお願いします。



◆ 家庭用電動生ごみ処理機購入費の一部を補助します

家庭からの生ごみ減量化を図るため、生ごみ処理機購入費の一部を補助します。



「家庭用電動生ごみ処理機」とは？

家庭から出た生ごみを減量化・堆肥化できる機械です。

生ごみの量が減り、処理後は臭いもなくなり肥料として活用できます。

【補助対象（次の要件にすべて該当する人）】

- (1) 町内に住所があり、引き続き居住する人 ※法人を除く
- (2) 家庭で使用するために、町内または都城市内の販売店から電動生ごみ処理機を購入する人
※既に購入済みのものは対象外です
- (3) 電動生ごみ処理機購入費補助金を過去に一度も受けたことがない世帯
※1世帯で2台以上購入しても補助対象となるのは1台のみです
- (4) 町税の滞納がない人
- (5) 処理機の使用状況などに関する調査に協力できる人
- (6) 補助金の交付決定日から平成30年3月30日（金）までに購入したもの

【補助金額】

本体購入金額の半額（100円未満は切り捨て）。ただし、3万円が上限です

※補助対象となるのは処理機本体の購入費（税込み）のみです
取り付け費用・付属品代・配達料などは対象となりません

【受付期間】

平成30年2月28日（水）まで

※予定件数に達し次第、終了となります。ご了承ください。

【補助金交付の流れ】※申請・請求に必要な書類は町公式サイトからダウンロードできます。

■申請・・・

〈申請に必要な書類〉

	必要書類	備考
1	補助金交付申請書	「補助金申請者」と「処理機の購入者」は同一人であること
2	(補助金申請者の)滞納のない証明書	町役場1階⑤番窓口 税務財政課で発行(手数料300円)
3	購入先の見積書	◎見積書には次の事柄が明記されている必要があります。 ①購入者氏名 ②購入金額(税込) ③商品名 ④販売店名 ⑤販売店の住所

■決定通知・・・町役場から「交付決定通知」または「不交付決定通知」を郵送します。

■購入・・・補助金交付決定通知書の決定の日から30日以内または平成30年3月30日（金）までのいずれか早い日までに販売店で購入してください。
※町内および都城市内の販売店から購入することが条件となっています。
個人からの購入や、インターネットのサイト上での購入は補助の対象となりません。

■実績報告・請求書提出・・・

〈実績報告・請求書提出時に必要な書類〉

	必要書類	備考
1	補助金交付請求書	「補助金交付申請書」と同じ印かん(認め印可)を使用してください。口座振込です。口座名義人は「補助金申請者」と同一となります。
2	領収書の原本 ※コピーをとります。	◎領収書には次の事柄が明記されている必要があります。 (1) 購入者氏名 ※フルネーム、「補助金申請者」と同一人 (2) 日付 ※記載の無いものは無効 (3) 購入金額(税込み) ※処理機本体の購入費(税込み)の記載のあるもの (4) 商品名 ※機種名や型番などが記載されていること (5) 販売店名 (6) 販売店の住所 ※クレジットカードなどで購入の場合は、その証明となるもの(お客さま控えなど)
3	メーカー保証書の原本 ※コピーをとります。	販売店名が記載されているもの

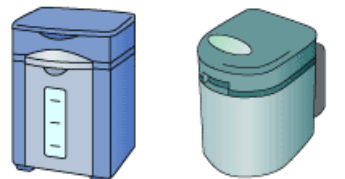
■確定通知・・・町役場から交付確定通知を郵送します。

■交付（補助金の支払い）・・・補助金申請者の口座に補助金が振り込まれます。

※お問い合わせは、環境水道課 環境保全係（2階 ⑩番窓口）

☎：52-9082（直通）にお願いします。

町公式サイトアドレス <http://www.town.mimata.lg.jp/>



◆ イヌの登録と狂犬病予防注射を実施します

イヌの所有者には、イヌの生涯に一度の登録と、毎年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。

☆当日都合のつかない人は、他の地区や動物病院で予防注射を受けてください。

☆病気、高齢や妊娠などの場合は、最寄りの動物病院にご相談ください。

○対象となるイヌ

- 生後3カ月以上のイヌ
 - 今年になって、狂犬病予防注射を受けていないイヌ
- ※予防注射は年に1回の接種が必要です。



○登録料・・・1頭当たり **3,000円** (生涯1回)

○注射料・・・1頭当たり **3,000円** (年1回)

(狂犬病予防注射料 2,450円 注射済票交付手数料 550円)

* 釣り銭のいらないよう準備してきてください。

* イヌを抑制できる人が連れてきてください。

* 興奮して注射が困難なイヌは、動物病院での接種をお勧めします。

※狂犬病予防注射は、各動物病院で受けることができます。

料金は同じく3,000円です。

☆ 飼い主の皆さんへのお願い ☆

次の場合は、環境保全係まで連絡をください。

- 飼いイヌが死亡したとき
- 飼いイヌの住所などが変更となった場合
- イヌの飼い主などが変更になった場合



■ 集合注射日程表

日程		時間	場所	対象地区
5 / 10 (水)	午前	9時～9時40分	蓼池児童館	蓼池
		10時～10時40分	第6地区分館	勝岡・三原
		11時～11時30分	前目研修館	前目
	午後	1時30分～2時	第4地区分館	梶山
		2時20分～2時40分	田上集落センター	田上
		3時～3時20分	餅原営農研修館	餅原
5 / 11 (木)	午前	9時～10時	第7地区分館	上新・下新
		10時20分～11時	今市児童館	今市・中原 花見原
	午後	1時30分～2時10分	第8地区分館	東原・稗田
		2時30分～3時30分	第9地区分館	植木
5 / 12 (金)	午前	9時～9時20分	大野集落センター	大野 大八重
		9時40分～10時	第5地区分館	仮屋 内ノ木場
		10時20分～10時40分	轟木精米所	轟木
		11時～11時40分	第2地区分館	上米・中米
	午後	1時30分～2時	第3地区分館	3地区全域
		2時20分～2時40分	櫟田営農集落館	櫟田・谷
		3時～4時	町体育館	山王原・仲町

※お問い合わせは、

環境水道課 環境保全係 (2階 ⑩番窓口)

☎: 52-9082 (直通) にお願ひします。



⑤ 保健と福祉（子ども）

◆ 任意予防接種費用を一部助成します

ロタウイルス胃腸炎・おたふくかぜの予防のため、**協力医療機関で受けるロタウイルスワクチン・おたふくかぜワクチン任意予防接種費用の一部を助成します。**（任意接種）とは、**予防接種法に基づかない予防接種で、保護者の希望により接種するものです。**

助成額及び接種対象期間

ワクチン名	助成額	接種対象期間
ロタリックス	1万5000円を2回	生後6週～生後24週
ロタテック	7,000円を3回	生後6週～生後32週
おたふくかぜワクチン	対象年齢で1回2,500円	1期：1歳～2歳の誕生日の前日 2期：5歳～7歳未満 (小学校就学前1年間)

○ロタウイルスワクチンについて

《接種対象》

平成29年度対象者：4月1日以降に生まれた子どもが対象

《接種期間》

ロタリックス1価

生後6週から初回接種を開始し、2回目は4週間以上の間隔を空けて生後24週までに完了する。

ロタテック5価

生後6週から初回接種を開始し、2回目、3回目は4週間以上の間隔を空けて生後32週までに完了する。

※どちらのワクチンも1回目はできるだけ生後14週6日までに受けましょう。
(ロタワクチンの場合は、生まれた日を0日として数えます)

※ロタウイルスワクチンは生ワクチンのため、接種後に4週間以上の間隔を空けなければ次のワクチンを接種できません。接種を希望する人は、早めにスケジュールを組んで余裕を持って接種しましょう。

○おたふくかぜ

《接種期間・接種対象者》

1期 1歳（生後12カ月以上）から2歳の誕生日の前日まで

平成29年度対象者：4月1日以降に満1歳になる子どもが対象

2期 **平成29年度対象者：平成23年4月2日～平成24年4月1日生まれ
接種できる期間：4月1日～平成30年3月31日**

※既におたふくかぜにかかった人、おたふくかぜワクチンを2回接種した人はおたふくかぜワクチンを受ける必要はありません。



任意予防接種協力医療機関

平成29年4月現在

医療機関名	電話番号	ロタ ワクチン	おたふく かぜ	医療機関名	電話番号	ロタ ワクチン	おたふ くかぜ
たけしたこども 医院	51-0005	○	○	城南 クリニック	26-3662	×	○
畠中小児科医院	52-6000	○	○	富田医院	23-4586	○	○
あきと内科 胃腸科	46-5500	×	○	はしぐち 小児科	24-5500	○	○
有馬医院	23-2610	○	○	原田医院	26-3330	○	○
海老原内科	64-1211	○	○	ふくしま クリニック	46-5001	○	○
沖水こども クリニック	27-5656	○	○	早水公園 クリニック	36-6117	○	○
仮屋医院	36-0521	○	○	政所医院	58-2171	○	○
共立医院	22-0213	○	○	柳田 クリニック	22-4862	○	○
久保原田中医院	22-7700	○	○	山内小児科 医院	22-0048	○	○
児玉小児科	25-5570	○	○				

※予約の電話をしてから受診してください。

【助成内容】

対象者：予防接種の接種期間内で、接種当日、町内に住所登録があること

接種場所：任意予防接種協力医療機関(三股町・都城市内)で受けてください。
(他の医療機関で接種する場合には助成はありません)

助成額：どのワクチンを受けても、各医療機関が定める接種料金がありますので、助成額を差し引いた金額を窓口でお支払いください。
医療機関により異なります。

【接種前の注意】

接種は体調のいいときに受けることが原則です。気に掛かることがある場合は、医師や健康管理センターへご相談ください。

医療機関に置いてある「**ロタワクチン・おたふくかぜワクチン接種の前にお読みください**」と、渡されたリーフレットを必ずお読みください。

【接種後の注意】

○接種後30分は医療機関でお子さまの様子をみて、医療機関とすぐ連絡がとれるようにしておきましょう。

○接種後、数日たって異常な症状、気になる症状がみられた場合は、速やかに医師の診察を受けてください。

○次に受ける別の予防接種までの間隔は27日以上です。

任意予防接種による副反応で、生活に支障が出るような健康被害などが生じた場合には、救済制度があります。気になる症状が発生した場合には、主治医または健康管理センターへご相談ください。

※お問い合わせは、健康管理センター ☎：52-8481にお願いします。

◆ 麻しん風しん混合ワクチンの任意予防接種費用を助成します



麻しん風しん混合ワクチンの供給不足で、定期の期間に予防接種を受けられなかった子どもに対して、期間を限定して任意予防接種費用を助成します。

※「任意接種」とは、予防接種法に基づかない予防接種で、保護者の希望により接種するものです。

1. 対象者と接種期限

対象者・・・町内に住んでいる子ども		接種期限
1期	平成26年10月1日～平成28年3月31日に生まれた人	平成30年3月31日まで (平成29年度限り)
2期	平成29年度小学1年生	

2. 接種料 予防接種に係る費用は無料です。ただし、接種期限を過ぎると全額自己負担となります。

※任意予防接種協力医療機関(三股町・都城市内)で受けてください(他の医療機関で接種する場合には助成はありません)。

3. 持っていくもの 母子健康手帳

4. (任意)麻しん風しん混合ワクチン予防接種の町内の協力医療機関

たけしたこども医院 ☎ 51-0005	とまり内科外科胃腸科医院 ☎ 52-1135
畠中小児科医院 ☎ 52-6000	
都城市の協力医療機関でも受けられます。	

※接種の際は、事前に医療機関へ連絡してから受診しましょう。

任意予防接種による副反応で、生活に支障が出るような健康被害などが生じた場合には、救済制度があります。気になる症状が発生した場合には、主治医または健康管理センターへご相談ください。

※お問い合わせは、
健康管理センター ☎：52-8481 にお願ひします。

⑥ 保健と福祉（一般）

◆ 手話奉仕員養成講座(入門課程・基礎講座)を行います

手話を必要とする聴覚障害者のコミュニケーションを支援するため、日常生活程度の表現技術を習得した手話奉仕員の養成を行います。

参加を希望する人は、申し込みをお願いします。

また、見学は随時行っています。

講座	入門課程	これまで手話を学んだことがない、簡単なあいさつや自己紹介など手話の基礎知識を学びたいと考えている人向けの講座です
	基礎課程	基礎課程は、入門課程を修了した人向けの講座です
養成講座の日程	開講式	5月16日(火)から毎週火曜日 午前10時～正午 年間40回程度
場所	町総合福祉センター「元気の杜」 三股町大字樺山3384番地2 ☎：52-1246	
費用	入門課程	年間6,000円(テキスト代含む)
	基礎課程	年間2,200円
対象者	高校生以上で聴覚障害者福祉に熱意のある人	
募集期間	6月末まで	



※お申し込み・お問い合わせは、
福祉課 社会福祉係(1階 ⑥番窓口)
☎：52-9061(直通)をお願いします。

⑦ 保健と福祉（高齢者）

◆ 高齢者肺炎球菌の予防接種費用を助成します

高齢者の肺炎患者の約半数は、肺炎球菌が原因とされています。肺炎球菌ワクチンので免疫効果は約5年にわたって持続するといわれています。

また、年齢が高くなるほど抗体反応が低下するといわれていますので、65歳の方は、この機会を逃さないように予防接種を受けましょう。肺炎にかかっても軽い症状で済む効果があります。

ただし、全ての肺炎を予防できるわけではありませんのでご注意ください。
予防接種は体調が良い日に受けましょう。

項目	内容
接種対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所があり、次の年齢に該当する人 65歳：昭和27年4月2日生～昭和28年4月1日生の人 70歳：昭和22年4月2日生～昭和23年4月1日生の人 75歳：昭和17年4月2日生～昭和18年4月1日生の人 80歳：昭和12年4月2日生～昭和13年4月1日生の人 85歳：昭和7年4月2日生～昭和8年4月1日生の人 90歳：昭和2年4月2日生～昭和3年4月1日生の人 95歳：大正11年4月2日生～大正12年4月1日生の人 100歳：大正6年4月2日生～大正7年4月1日生の人 ・60歳以上65歳未満の人で、心臓、じん臓や呼吸器の機能に日常生活が極度に制限される程度の障害がある人、ヒト免疫不全ウイルスで免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある人
期間	平成30年3月31日（土）まで
接種回数	実施期間内に1人1回 ただし、過去5年以内に高齢者肺炎球菌ワクチンを接種した人、医師の予診の結果予防接種を受けることが適当でないと判断された人は実施できません。
接種料金	個人負担…2,500円 ※接種料金7,000円のうち、町が4,500円を負担します。 ※予診の結果、予防接種を受けられなかった人は、個人負担がありません。
接種場所	町内または都城市の指定医療機関 ※予約が必要な場合もありますので、電話予約をしてから受診しましょう。

※住所・氏名・年齢が確認できるものを持って行きましょう。

※別な種類の予防接種を受けるときは**6日以上、間隔を空けて**受けるようにしましょう。

月曜日に予防接種を受けた人は、翌週の月曜日以降になります。

※過去5年以内に「23価肺炎^{きょうまく}莢膜ポリサッカライドワクチン」を接種した人が再度接種した場合、注射部位の痛み、腫れや皮膚が硬くなるなどの副反応の頻度が初期接種よりも高く、程度が強くと現れるという報告があります。**接種歴を必ず確認して予防接種を受けてください。**

◎生活保護世帯は、無料で接種できます。

※町福祉課 社会福祉係で証明書をお願いしてください。

◎医療機関へは、健康手帳を持って行きましょう。

※健康手帳は、町健康管理センターにあります。

◎接種時の領収書、接種済証は必ず保管しておいてください。



※お問い合わせは、

町健康管理センター

☎：52-8481 にお願ひします。

平成29年高齢者肺炎球菌感染症予防接種協力医療機関

	医療機関名	住所	電話番号		医療機関名	住所	電話番号		医療機関名	住所	電話番号		医療機関名	住所	電話番号
1	一心外科医院	三股町	52-7788	22	川畑医院	年見町	46-3225	44	ながはま整形外科	都北町	46-7188	66	宮永病院	松元町	22-2015
2	坂田医院	三股町	51-2003	23	共立病院	蔵原町	22-0213	45	西浦病院	広原町	25-1119	67	宗正病院	八幡町	22-4380
3	大悟病院	三股町	52-5800	24	久保原田中医院	久保原町	22-7700	46	野口脳神経外科	太郎坊町	47-1800	68	村上循環器内科 クリニック	宮丸町	25-2700
4	田中隆内科	三股町	52-0301	25	黒松病院	金田町	38-1120	47	野辺医院	上町	22-0153	69	メディカルシティ東部 病院	立野町	22-2240
5	とまり内科外科胃腸科医院	三股町	52-1135	26	小牧病院	立野町	24-1212	48	浜田医院	牟田町	22-1151	70	もりやま脳神経外科	久保原町	21-6888
6	長倉医院	三股町	52-2109	27	坂元医院	牟田町	22-0360	49	はまだクリニック	祝吉町	45-2266	71	森山内科・脳神経外科	南鷹尾町	21-5000
7	みしま内科クリニック	三股町	51-8100	28	三州病院	花繰町	22-0230	50	早水公園クリニック	早水町	36-6117	72	柳田クリニック	東町	22-4862
8	山下医院	三股町	52-1348	29	しげひらクリニック	神之山町	27-5555	51	速見泌尿器科医院	妻ヶ丘町	24-8344	73	柳田病院	東町	22-4850
9	あきづき医院	上水流町	36-0534	30	庄内医院	庄内町	37-0522	52	原田医院	郡元町	26-3330	74	ゆうクリニック	広原町	46-6100
10	あきと内科胃腸科	都原町	46-5500	31	城南病院	大王町	23-2844	53	福島外科胃腸科医院	都北町	38-1633	75	よしかわクリニック	前田町	23-9384
11	有川呼吸器内科医院	上川東	24-6677	32	城南クリニック	大王町	26-3662	54	ふくしまクリニック	下川東	46-5001	76	吉松病院	蔵原町	25-1500
12	有馬医院	上長飯町	23-2610	33	瀬ノ口医院	姫城町	25-5155	55	藤元上町病院	上町	23-4000	77	西岳診療所	高野町	33-1510
13	安藤胃腸科外科医院	豊満町	39-2226	34	瀬ノ口内科放射線科医院	都原町	25-7780	56	藤元総合病院	早鈴町	25-1313	78	大岐医院	山之口町	57-2025
14	いづみ内科医院	鷹尾	22-7111	35	園田光正内科医院	太郎坊町	38-5115	57	藤元病院	早鈴町	25-1315	79	志々目医院	山之口町	57-2004
15	宇宿医院	栄町	25-9031	36	たかお浜田医院	鷹尾	22-8818	58	ベテスダクリニック	年見町	22-1700	80	政所医院	高城町	58-2171
16	鶴木循環器内科医院	花繰町	26-0008	37	田口循環器科内科 クリニック	下川東	24-0600	59	豊栄クリニック	下長飯町	39-2525	81	吉見クリニック	高城町	58-5633
17	おおくぼクリニック	千町	26-1500	38	伊達クリニック	牟田町	36-7088	60	まつもと心臓血管外科 クリニック	東町	36-8926	82	吉見病院	高城町	58-2335
18	大橋クリニック	庄内町	37-0539	39	どいクリニック	上東町	22-1825	61	松山医院	上川東	24-1046	83	教山内科医院	高崎町	62-1205
19	柏村内科	上町	22-2616	40	ひかりクリニック都城	上長飯町	26-1820	62	マドコロ外科医院	小松原町	22-0138	84	佐々木医院	高崎町	62-1103
20	仮屋医院	上水流町	36-0521	41	戸嶋病院	郡元	22-1437	63	丸田病院	八幡町	23-7060	85	隅病院	高崎町	62-1100
21	仮屋外科胃腸科医院	志比田町	25-7712	42	都北鮫島クリニック	都北町	38-6060	64	三嶋内科	鷹尾	24-7171	86	海老原内科	山田町	64-1211
				43	富田医院	栄町	23-4586	65	都城フォレスト・クリ ニック脳神経外科	下川東	80-4313	87	山路医院	山田町	64-3133

⑧ 農林畜産業関連

◆ 平成29年度の標準農作業料金が決まりました

平成29年度の都城北諸地域の標準農作業料金が決まりましたのでお知らせします。金額は昨年度と変更ありません。

平成29年度 標準農作業料金および賃金表

作 業 種 類			10a当り標準料金 (円)	備 考
水	田植準備作業	初 田	5,010	1 耕耘作業および田植作業の水管理と、硬化床からほ場までの苗運搬は、委託者が実施する。 2 基盤整備田1筆20アール以上で、整備後3年を経過した水田にあつては、1割引することができる。 3 中代を希望する場合は、別途料金(3,240円)とする。
		荒 起	4,590	
		イタリアン跡	6,430	
稲	植代	初田・麦田 イタリアン跡	6,460	
作	田 植		6,480	1 補植は含まない。 2 田植機の施肥機付きは、1,080円の割増とする。
業	刈取脱穀	バインダー刈取	7,560	1 バインダーはひも代を含む。
		脱 穀 作 業	7,020	2 コンバイン脱穀機の結束機付きは、ひも代を含めて1,620円の割増とする。
		コンバイン刈取	19,440	3 カッター使用は1,400円の割増とする。
麦作	刈取脱穀	コンバイン刈取	11,880	4 全面倒伏、冠水田のコンバイン刈り取り(水稻)は、5,400円の割増とする。
一 般 畑 作	ロータリー耕	イタリアン跡	5,180	イタリアン跡耕耘の2回目は、10アール当たり3,460円とする。
		とうもろこし・ソルゴー跡	4,320	
		麦 跡	4,000	
作	マルチ作業(枕地含む)		1,300	200メートル1本当たり、資材費は委託者負担とする。
労 務 費	農 作 業 労 務 費		5,940 ～ 6,480	1日8時間

注意事項 1. 割増・割引の料金は作業の難易、ほ場の面積、形状などにより、3割以内で別途受託者と委託者間で設定することができます。
2. この料金には、消費税が含まれています。

※お問い合わせは、
農業委員会事務局 ☎52-9087にお願いします。

◆ 5月の農業用廃プラスチック処理業務内容をお知らせします

使用済みプラスチックは、排出業者(農業者)の責任で、適正に処理することが義務付けられています。

☆5月の農業用廃プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

日 時	5月10日(第2水曜日)・5月17日(第3水曜日) 《午後1時30分～3時30分》 ★雨天時は中止になる場合があります。 ★上記日時以外は受け入れできません。ご注意ください。
場 所	町最終処分場(クリーンヒルみまた)
搬入方法	土・くずなど異物を取り除き、 種類別・色別に分別 して20kg程度にひもなどで縛って搬入してください。
処理料金	塩化ビニル・・・1kg当たり 6円 ポリ系・・・1kg当たり 23円 硬質プラスチック類・・・1kg当たり 41円
注意事項	★処理料金は 現金支払い です。 ★ 印かん (認め印可)をお持ちください。



◆ 農業用廃棄ビニール処理量のポイント化による町商品券交換事業を実施しています

農家の皆さんへ

町農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会では、農業用廃プラスチック類(ビニールなど)の「再生処理利用」を目的とした排出処理をさらに促進するため、皆さんが処理した量をポイント化し、**累積したポイント数に応じて「三股町商工会オリジナル商品券」に交換**します。

農業用廃棄ビニールなどの不法焼却・不法投棄は法律で禁止されています。適正処理への認識を高めていただくとともに、この事業に積極的にご参加ください。

◎事業の対象者は、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- ①農業を営み、町内に居住していること。
- ②処理日、場所や分別などを守ること。

※お問い合わせは、産業振興課 農業振興係(3階 ⑫番窓口)

☎: 52-9086(直通)にお願いします。

◆ 畜産農家の皆さんへ



毎月10日・20日・30日は 「町内一斉消毒の日」です

海外では口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザの発生事例が引き続き報告されています。伝染病に対する防疫意識を高め、よりいっそうの防疫強化をお願いします。

「畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《次のことを守りましょう》

①長靴の履き替え

農場用と外出用の長靴を履き替えることで、付着したウイルスの侵入を防ぎましょう。

②踏み込み消毒槽の設置と点検

踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。

③農場訪問者の記録と立ち入り規制

農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。

④早期発見・早期通報

家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所（☎：62-5151）に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。

※お問い合わせは、産業振興課 畜産振興係（3階 ⑫番窓口）

☎：52-9088（直通）をお願いします。

⑨ 相談

◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭関係（夫婦・親子・離婚・扶養・相続）、近隣関係、金銭貸借、借地借家、登記などの「悩み事相談」にも応じています。気軽にご相談ください。

※予約は不要です。なお相談は無料です。

■特設人権相談

期 日	5月8日（月）
時 間	午前10時～午後3時
場 所	J R 三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相 談 員	黒木兼一郎 ※相談員は、変更になる場合があります

■常設人権相談

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局都城支局 （都城合同庁舎5階相談室）
相 談 員	人権擁護委員・法務局職員

※お問い合わせは、

・特設人権相談：総務課 行政係（2階 ⑧番窓口）

☎：52-1112（直通）

・常設人権相談：宮崎地方法務局都城支局

☎：22-0490 をお願いします。



◆ 「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いたうえで、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか。相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は固く守ります。

「行政相談」を次のとおり実施しますので、気軽にご相談ください。

期 日	5月1日(月)、5月15日(月)
時 間	午前10時～正午
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
相 談 委 員	おおむらたみよし くすめぎかずあき 大村田三吉、久寿米木和明

※お問い合わせは、総務課 行政係（2階 ⑧番窓口）

☎：52-1112（直通）をお願いします。



◆ 「無料法律相談」を実施します

町社会福祉協議会では、毎月第3火曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	5月16日(火)
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのもめ事など、法律上のさまざまな相談・悩み事に対して、司法書士が適切に回答します。
申込方法	相談は予約制です。人数に制限がありますので、相談希望者は早めに電話で申し込むか、直接来館してお申し込みください。秘密は固く守られます。

※お申し込み・お問い合わせは、

町社会福祉協議会

☎：52-1246 をお願いします。



◆ 「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上の問題、結婚・離婚・金融上のもめ事や介護など、あらゆる相談を受け付けます。
また電話での相談も行います。

- 相談日： 毎週月曜日・水曜日・金曜日
- 時 間： 午前9時～午後5時
- 場 所： 町総合福祉センター「元気の杜」

※お問い合わせは、

町社会福祉協議会 ☎：52-1246 をお願いします。



◆ 町福祉・消費生活相談センターでは相談を受け付けています

町福祉・消費生活相談センターでは消費生活のトラブルなど、さまざまな相談を受け付けています。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。



■相談内容

<消費生活に関する相談>

- ・借金（多重債務）や訪問販売
- ・商品やサービスの契約解除
- ・架空請求詐欺
- ・インターネットでの消費者取引

<福祉に関する相談>

- ・心や体の健康
- ・人間関係の悩み（職場・学校・家庭など）
- ・女性相談
- ・DV被害相談

■相談日：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

時 間：午前9時～正午 午後1時～4時



※お問い合わせは、

町福祉・消費生活相談センター

☎：52-0999 をお願いします。